

新たに 10 物質を麻薬に指定し、規制の強化を図ります (注意喚起)

本日付けで、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」及び「覚醒剤原料を指定する政令」の一部を改正し、新たに 10 物質(※1)を麻薬として、1 物質(※2)を向精神薬として、1 物質(※3)を覚醒剤原料(※4)として指定しました(政令の施行は本年 8 月 7 日)。今回の麻薬指定により、麻薬の総数は 216 物質(法律の別表で指定：74 物質、政令で指定：142 物質)になります。

新たに麻薬に指定される物質は、現在、厚生労働省が指定薬物(※5)に指定しており、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されています。同物質は、麻薬と同種の乱用のおそれがあること、麻薬と同種の有害作用をもつことが確認されましたので麻薬に指定し、罰則を強化(※6)することにより規制の強化を図ります。

なお、麻薬に指定される物質は、指定薬物の指定から外され、指定薬物ではなくなります。

厚生労働省としては、今後、麻薬に指定された物質が乱用されることのないよう、関係機関に通知を発出し、注意喚起を行っていきます。

※1 物質① 化学名:N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキシブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称名:AB-FUBINACA

物質② 化学名:2-(エチルアミノ)-1-フェニルヘキサン-1-オン

通称名:N-ethylhexedrone

物質③ 化学名:1-(4-クロロ-2,5-ジメキシフェニル)プロパン-2-アミン

通称名:DOC

物質④ 化学名:1-(4-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン

通称名:4-CMC

物質⑤ 化学名:1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン

通称名: α -PHP

物質⑥ 化学名:(E)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルブタン-2-エナミド

通称名:Crotonylfentanyl

物質⑦ 化学名:N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルペンタンアミド

通称名:Valerylfentanyl

物質⑧ 化学名:メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート

通称名:4F-MDMB-BINACA

物質⑨ 化学名:メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート

通称名:5-Fluoro-AMB

物質⑩ 化学名:メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート

通称名:5F-MDMB-PICA

※2 物質① 化学名:8-クロロ-6-(2-フルオロフェニル)-1-メチル-4H-[1,2,4]トリアゾロ[4,3-a][1,4]ベンゾジアゼピン

通称名:Flualprazolam

※3 物質① 化学名:メチル=3-オキソ-2-フェニルブタノアート

通称名:Methyl α -phenylacetoacetate, MAPA

※4 覚醒剤原料は、覚醒剤の原材料として用いられているものであり、輸出入、製造、流通、所持、使用の規制をかけています。覚醒剤原料輸入業者・輸出業者が、その都度、厚生労働大臣の許可を受けて輸出入する場合を除き、一般の個人が輸出入することは禁止されています。

※5 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定しています(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項)。指定薬物は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されています。

※6 指定薬物に関する罰則:最高で5年以下の懲役及び500万円以下の罰金

麻薬に関する罰則:最高で無期若しくは3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金

1. 施行日等

公布日:令和2年7月8日

施行日:令和2年8月7日

2. 国民の皆様への注意喚起

上記麻薬に指定された物質は、これまで指定薬物として指定されておりましたが、この度新たに麻薬に指定することで、規制の強化を図ったものです。

危険ドラッグには上記麻薬成分や指定薬物成分を含有するものがあり、使用すると意識障害や呼吸困難など健康被害を引き起こすおそれがあります。

麻薬や指定薬物は法によって厳しく規制されていますので、決して使用しないでください。

以上